

非常災害時の対応について

川崎市立学校で定めている基準に従い、特別警報発表時や地震発生時などの非常災害時における対応計画を作成しております。内容のご確認をいただき、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

1. 「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」発表時

※原則、通常通りの学校活動を実施します（状況によっては臨時休校となることもあります）。

2. 「特別警報」及び「暴風警報または暴風雪警報」発表時

①在宅時	○午前6時の時点で 川崎市内 (神奈川県東部地方、神奈川県西部地方、神奈川県全域のいずれの場合でも)に 「特別警報」及び「暴風警報または暴風雪警報」が 発表、あるいは発表が継続されている場合 当日を臨時休業	当日の朝の連絡等はしないので、各家庭で気象情報に十分ご注意ください。
②在校時	○次のA、Bの場合、 ミマモルメ配信メールにより学校から連絡します。 A 下校を早めたり遅らせたりする場合 B 状況がひどくなると予想される場合 (この場合は引き取りをお願いします。)	状況によりミマモルメ配信メールが遅れる場合もあります。予め、ご了承下さい。

※暴風警報が発令されていない場合でも、状況に応じて安全確保のための遅刻、欠席など、ご家庭で判断をしてください。その際は、学校にミマモルメ(午前8時30分以前)か電話(午前8時30分以降)でご連絡ください。なお、この場合の出欠については、「出席停止等」とします。

3. 震度5強以上の地震発生時、または震度5弱以下であっても、大規模停電が発生したり、交通機関に大きな混乱が生じたりした場合

①在宅時	○発生が始業時刻前の場合は、当日を休業とします。
②登校途中	○安全を確認し、状況に応じて、学校または家に向かいます。 ○学校に登校した児童は、引き取り者が来校するまで保護します。
③在校時	○ミマモルメ配信メールにより連絡し、引き渡しをします。 停電などで連絡できなくなる場合もあります。 上述の2. ②(「特別警報」及び「暴風警報または暴風雪警報」発表時の在校時)の条件で判断してください。 ○引き取り者が来校するまで児童を保護します。
④下校途中	○安全を確認し、状況に応じて家または学校に向かいます。 ○児童を保護し、引き取り者が来校するまで児童を保護します。
⑤校外学習中	○直ちに帰校し、引き取り者が来校するまで児童を保護します。

※激しい地震発生時（震度5強以上の地震が発生した場合）翌日は臨時休業とします。

休前日（たとえば金曜日）に地震が発生した場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。）